

墨田区地球温暖化対策実行計画

(区事務事業編)

第4次計画 平成27年度～平成31年度



墨田区環境キャラクター「地球くん」

平成27年3月

墨田区

目次

はじめに	1
第1章 墨田区地球温暖化対策実行計画策定について	
1 本計画の目的	2
2 本計画策定の背景	2
3 計画期間	7
4 計画の対象	7
第2章 計画の目標	
1 温室効果ガスの削減目標	8
2 個別の削減目標	9
3 排出量の算定方法	9
4 温室効果ガス排出量の現状(平成25年度実績)	10
第3章 温室効果ガス削減の取組	
1 取組対象	12
2 取組の内容	12
第4章 計画の推進・点検・評価	
1 推進体制	26
2 推進手法	26
3 職員に対する研修等	27
参考資料	28

キーワード解説

温室効果ガス	3
省エネ法の改正	4
変動する電気の排出係数	11
エコドライブ	13
「グリーン購入法」と「環境契約配慮法」	14
E S C O事業 / B E M S	15

はじめに

近年、いわゆる「ゲリラ豪雨」と呼ばれる短時間での極端な大雨が各地で多発しています。東京では、冬にはこれまで経験のしたことのない大雪が降る一方、夏は猛暑日が連続して続くなどの異常気象が頻発しています。

先般発表された気象庁の異常気象分析検討会の報告では、近年の短時間強雨の増加傾向には、地球温暖化が関連している可能性があるとして指摘されています。このことでわかるように、地球温暖化問題は今すでに起こっている危機であり、私たちの生活に大きな影響を及ぼすものです。また、温暖化がもたらす海面の上昇は、洪水の増加などにつながる恐れがあります。

墨田区では、平成 20 年 3 月に「墨田区地球温暖化対策地域推進計画」(平成 24 年 3 月改定)を策定したほか、平成 21 年 10 月には、主要目標を「温室効果ガス排出量のさらなる削減」とした「すみだ環境区宣言」を行い、区と区民が一丸となって、地球温暖化対策に取り組む姿勢を示しました。

墨田区全域から排出される温室効果ガスの一部は、区の事務事業から排出されたものです。区全域の温室効果ガスの排出量を減らすため、区は、率先して地球温暖化対策に向け、行動することが必要となっています。

温暖化対策は、省エネルギー設備の設置や再生可能エネルギーの導入などのハード面の取組ももちろん必要ですが、同時に、職員一人ひとりが、地球温暖化問題への意識を持ち、電気やガス、水道の使用量を抑えるなどの地道な取組も大切です。また、紙の使用量の増加に対しては、事務改善(BPR)によるペーパーレス化への取組も大切な課題です。

「地球温暖化対策実行計画(区事務事業編)」(第4次計画)は、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間、区の事務事業から排出される温室効果ガス排出量を削減する計画を定めたものです。本計画に定めた目標を達成するために、区職員が一丸となって、地球温暖化防止に取り組んでいきます。

第 1 章 墨田区地球温暖化対策実行計画策定について

1 本計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）」第 20 条の 3 に基づき、本区の実施する事務事業から排出される温室効果ガスの発生量を削減することを目的として、策定するものです。

地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3

第二十条の三 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 本計画策定の背景

(1) 地球温暖化問題への対応

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象のことです。2013 年 9 月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」第 5 次報告書においては、世界の平均気温が 1880 年から 2012 年までの間で 0.85 の上昇を示していることが報告されました。この要因の大部分は、エネルギーの消費などの人為起源の温室効果ガス排出量の増加であるといわれています。

このまま温暖化が進むと、今世紀末には、地球の海面水位が最大 82 センチ上昇し、平均気温は最大 4.8 上昇するとも指摘されています。

地球温暖化への対応として、これまで国際社会では、1992 年に「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界の多くの国が署名を行いました。この条約は、二酸化炭素（CO₂）を中心とする温室効果ガスの排出量を減らす初

の国際的な取組であり、1994年に発効しています。これを受けて、1997年には「地球温暖化防止京都会議（COP3）」が開かれ、京都議定書が採択されました。同議定書において我が国は、2008年から2012年の第一約束期間に、1990年と比較して温室効果ガスを6%削減する義務を負うこととなりました（フロン等3ガスについては1995年が基準年となります）。

2011年に開催されたCOP17において、日本は京都議定書の第二約束期間に参加しないことを表明しましたが、2020年に新たな国際的枠組がスタートするまでの間、自主的な削減目標を設けて温室効果ガスの削減に取り組むこととなっています。

我が国でも、年平均気温の経年変化を見ると、100年間で約1.14の上昇しています（気象庁のデータによる）。また近年、集中豪雨等の異常気象が多く起こっており、温暖化との関連も指摘されています。区民の生活に大きな影響を及ぼす温暖化は、区として率先して防止に取り組むべき課題であるといえます。



キーワード解説

温室効果ガス

温室効果ガスとは、地球を取り巻く大気のうち、可視光を透過する一方で赤外線を吸収する性質を持っている二酸化炭素（ CO_2 ）や水蒸気などの一部のガスをいい、温室のガラスと似た働きをするためこのように呼ばれています。京都議定書では、二酸化炭素（ CO_2 ）、メタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）、ハイドロフルオロカーボン類（ HFC ）、パーフルオロカーボン類（ PFC ）、六フッ化硫黄（ SF_6 ）の6ガスを削減目標の対象としています。

我が国の温暖化対策について定めた温対法においては、上記6ガスに加え、平成27年4月より三フッ化窒素（ NF_3 ）が加わり、7ガスとなります。

(2) 国・東京都の動向

国の動向

先にあげた温対法は、京都議定書の6%の削減目標を達成するため、平成10年に制定されました。温対法では、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下、「省エネ法」という。）」の対象事業所及び一定以上（CO₂換算で年間3,000トン以上）の温室効果ガスの排出を行う事業所に対して、排出量の算定と報告を義務付けています。

省エネ法は、工場や事業所におけるエネルギー使用の合理化を目的として、昭和54年に制定されました。平成21年4月の法改正により、管轄するすべての施設のエネルギー使用量合計（原油換算値）が1,500kl以上となる場合、特定事業者としてエネルギー使用量の報告を求められ、あわせて毎年1%削減（原単位）の努力義務を負うこととなりました。この改正により庁舎だけでなく、庁舎以外の施設及び教育委員会も特定事業者になり、毎年エネルギー使用量の報告を行っています。

省エネ法は、直接に地球温暖化防止を目的として制定されたものではありませんが、エネルギー使用量の削減と温室効果ガスの削減とは表裏一体の関係にあることから、省エネ法上の1%削減義務を達成すれば、温室効果ガスを削減することができます。

東京都の動向

東京都では、地球温暖化対策を強化するために、平成21年度に「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「環境確保条例」という。）」の改正を行い、大規模事業所に対し、「温室効果ガスの総量削減義務と排出量取引制度」を導入しました。総量削減義務については、平成22年度に開始された第一計画期間において8%とされていましたが、平成27年度に開始する第二計画期間では、17%の削減義務が課されることとなり、現在、庁舎とトリフォニーホール、産業会館が対象となっています。また中小規模事業所については、「地球温暖化対策報告書制度」に基づく報告書を提出することとなっており、庁舎以外の施設が報告対象となっています。また教育委員会も所管の施設について、報告を行っています。

キーワード解説

省エネ法の改正

省エネ法は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」として昭和54年に施行されましたが、平成26年に、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」と名称が改められました。これは従来の省エネ対策に加え、夏期・冬期の昼間の電力需要を低減する「電力の需要の平準化」の概念を追加したためです。この改正により、昼間と夜間に分けて電気の使用量の把握・集計を行うこととなります。

(3) これまでの本区の実組

区の実務事業に対する取組

区では、「墨田区地球温暖化防止推進要綱」(平成10年度制定、平成13年の改正により、「省資源・省エネルギー推進要綱」から名称変更)に基づき、各課及び事業所、小中学校に、職場の環境管理者として「エコ・マネージャー」を選任し、「エコ・マネージャー」を中心に各職場において、電気、ガス、水、燃料、紙の使用量とごみの排出量の削減に取り組んできました。

平成13年3月に策定した「墨田区地球温暖化防止実行計画」(第1次計画)以降、「墨田区地球温暖化対策実行計画(区実務事業編)」(第3次計画)にいたるまで、二度にわたる計画の見直しを行い、区実務事業から排出される温室効果ガスの削減に向けて様々な取組を行ってきました。しかしながら第1次計画及び第2次計画とも、猛暑などの影響で空調機器の運転に大量のエネルギーを必要としたことから、目標を達成することができませんでした(第3次計画は計画期間中)。

地球温暖化対策実行計画(第2次計画まで地球温暖化防止実行計画)のこれまでの取組

	策定年月	計画期間	削減目標	取組結果
第1次計画	平成13年3月	平成12～16年度	平成16年度までに11年度比で3%以上削減	2.4%増
第2次計画	平成17年3月	平成17～21年度	平成21年度までに16年度比で3%以上削減	1.4%減
第3次計画	平成22年3月	平成22～26年度	平成22年度から26年度までの5年間の総排出量を基準排出量()5年分の総排出量比で8%削減	(計画期間中)

基準排出量：平成19年度から21年度の平均排出量(21,664,601kg/CO₂)

区全域に対する取組

平成18年4月に「すみだ環境基本条例」が施行され、同条例に基づき、平成19年3月には環境行政の総合計画である「すみだ環境の共創プラン(すみだ環境基本計画)」が策定されました。

「すみだ環境の共創プラン」の中で重点プロジェクトのひとつとして位置づけられていた「墨田区地球温暖化対策地域推進計画」の策定は、平成20年3月に行われ、区全域から排出される温室効果ガスの削減目標を「平成2年度比8%削減」と決めました。現在、同計画は平成24年3月の「すみだ環境の共創プラン」の改定に合わせて改定・合本化されています。

また平成21年10月には、「すみだ環境区宣言」を行い、かけがえのない地球を未来の子どもたちへ引き継ぐため、区が区民と一体となって「環境にやさしいまちすみだをつくろう」という決意を示しました。

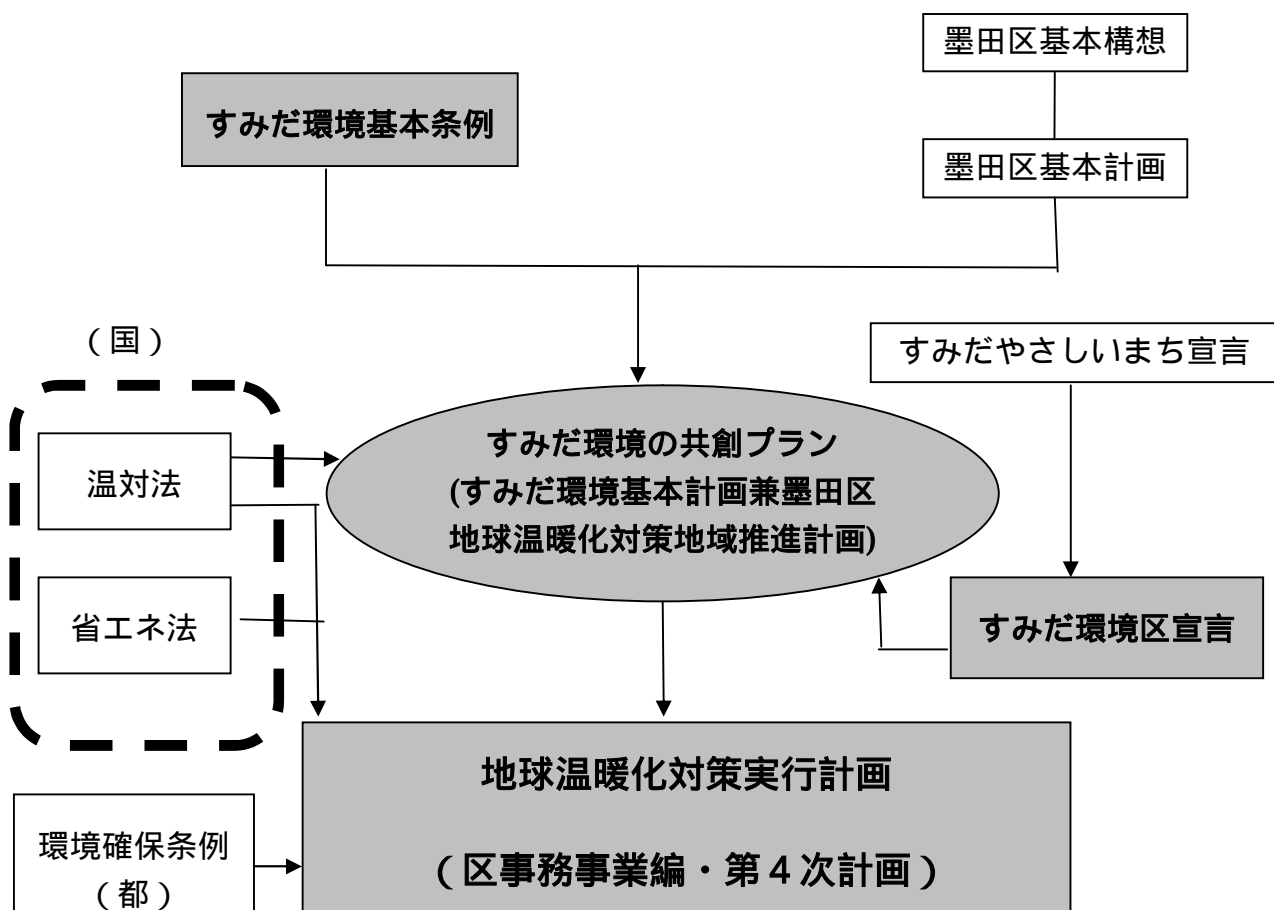
区全域の温室効果ガスの削減は、ある程度進んでいるものの、まだ目標を達成するには厳しい状況にあります。

区全域の温室効果ガス排出量の推移（平成19年～23年）

	平成2年 (基準年)	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
温室効果ガス排出量 (単位：1000 t-CO ₂)	1,284	1,313	1,338	1,234	1,189	1,257
基準年比	-	2.3%	4.2%	-3.9%	-7.4%	-2.1%

出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

墨田区地球温暖化対策実行計画の位置づけ



3 計画期間

平成 27 年度を初年度とし、平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。
平成 26 年度を基準年度として、本区の温室効果ガスの削減目標を定めるものとします。

4 計画の対象

(1) 計画の範囲

本区の施設（庁舎を含む）の維持管理と本区が実施するすべての事務事業を対象とします。指定管理者に管理を委託している施設や、公衆トイレや街路灯などの設備も対象とします。

(2) 対象となる温室効果ガス（温対法第 2 条第 3 項）

ガスの種類	主な発生原因
二酸化炭素（CO ₂ ）	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。
メタン（CH ₄ ）	自動車の走行、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。
一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。
ハイドロフルオロカーボン類（HFC）	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。

パーフルオロカーボン類（PFC）と六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）については、区の事務事業では排出されていないため、本計画からは除外します。

第2章 計画の目標

本計画では、計画期間内に予定されている新規施設の開設に伴い想定されるエネルギー使用量の増加も加味しながら、省エネ法で求められている「年1%以上の省エネ」という努力義務との整合性を図り、段階的に削減を進めていく趣旨から、次のとおり削減目標を定めました。

なお、温室効果ガスの排出量の算定対象ではありませんが、地球温暖化の防止に寄与する取組として、水の使用量、紙の使用量、庁舎の廃棄物の排出量の削減を個別の削減目標に加えました。

1 温室効果ガスの削減目標

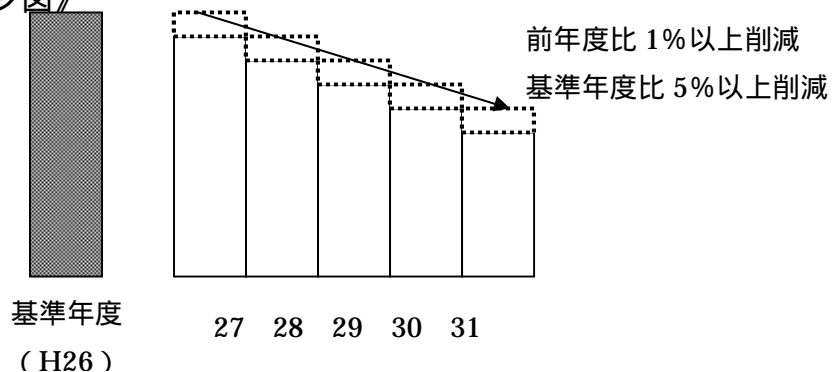
平成26年度比で平成31年度までに5%以上削減する。

【温室効果ガス削減目標設定の考え方】

第3次計画は、平成19年～21年度の温室効果ガス排出量の平均を基準として、目標を設定していました。平成22年度は、猛暑の影響などから基準排出量を上回ったものの、東日本大震災後の平成23年度、24年度は、いずれも基準排出量を3～4%下回る結果となりました。

公共施設マネジメント実行計画に基づく施設の統廃合、施設の新設などがある中で、区事務事業から排出される温室効果ガスの予測を行うことは困難ですが、電気・ガス等のエネルギー使用量について、計画期間を通して、前年度比1%以上の削減を目途とした取組を続けていくことで、目標達成を目指します。

《削減イメージ図》



2 個別の削減目標

種 別	削 減 目 標
電気の使用量 *	計画期間（平成 27～31 年度）の各年度、前年度比 1 %以上削減する。
ガスの使用量 *	
水の使用量	
ガソリン等燃料の使用量 *	
熱の使用量 *	
紙の使用量	
廃棄物の排出量(庁舎のみ)	

* 印のあるものは、温室効果ガスの算定対象となります。

3 排出量の算定方法

温室効果ガスの排出量は、次の数式により算定します。

$$\text{温室効果ガス排出量} = [\text{活動量}] \times [\text{排出係数}] \times [\text{地球温暖化係数}]$$

活動量：電気・ガス・燃料・熱の使用量、自動車の走行距離及びカーエアコンの使用

排出係数：活動量から温室効果ガス排出量を算定する換算値

地球温暖化係数：二酸化炭素（CO₂）を基準として、他の温室効果ガスがどれだけの温室効果があるかを示した数

【温室効果ガス算定に用いる係数の変更】

これまでの計画では、平成 8 年に示された環境省の「環境活動評価プログラム（現エコアクション 21）」に示された数値を元に、温室効果ガスを算定してきました。

しかしながら本計画が温対法に基づき策定されていることから、本計画「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（環境省地球環境局、平成 23 年 10 月）を参考とし、温対法施行令に基づく係数を用いて、温室効果ガス排出量を算定するものとします。

本計画に用いる排出係数及び地球温暖化係数は、28 ページに掲載しています。

4 温室効果ガス排出量の現状（平成 25 年度実績）

区の事務事業から排出されている温室効果ガス排出量及び発生源別内訳は以下のとおりです（平成 25 年度実績による。）

第 3 次計画の排出係数を用いて算定していますが、参考として、本計画の排出係数により算定した数値を、併記しています。

温室効果ガスの種類別内訳と構成比率

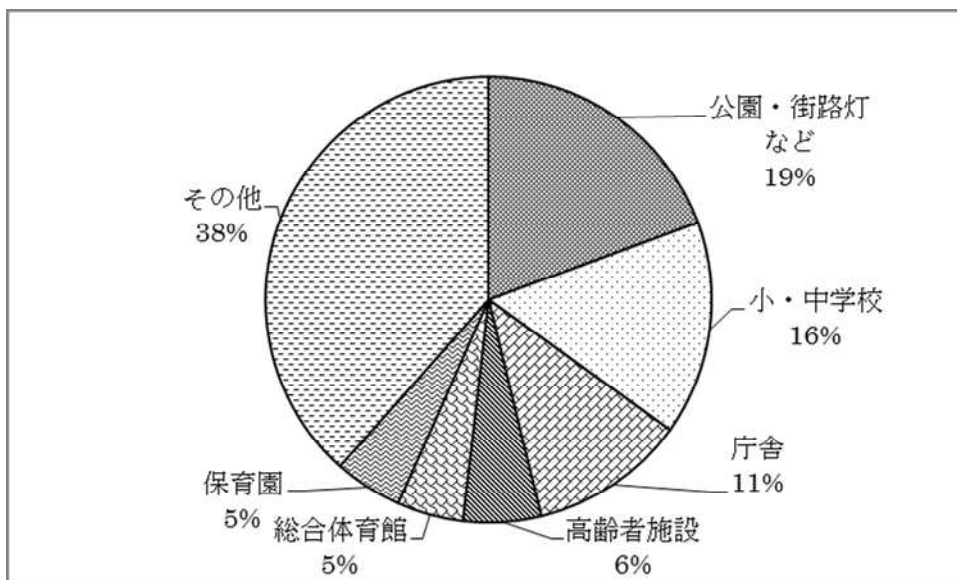
種 別	CO ₂ 換算排出量 (kg/CO ₂)	比率
二酸化炭素 (CO ₂)	20,877,209	99.958%
メタン (CH ₄)	278	0.001%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	5,954	0.029%
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	2,535	0.012%
	20,885,976	-

温室効果ガスの発生源別排出量

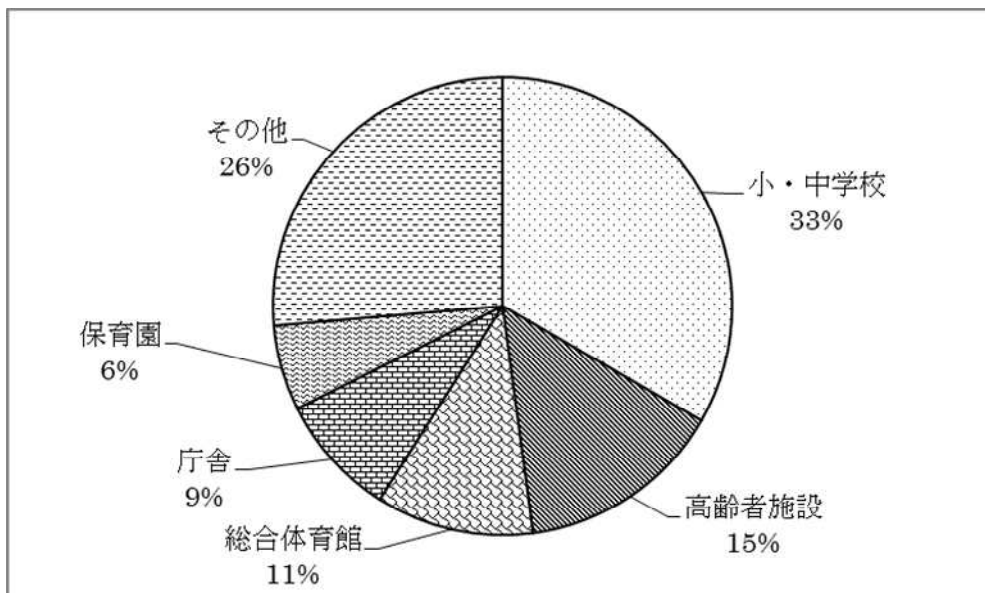
	使用量	単位	種別	CO ₂ 換算排出量 (kg/CO ₂)	(参考) 新排出係数を用いた場合 CO ₂ 換算排出量 (kg/CO ₂)
電気	39,574,232	kwh	CO ₂	15,196,505	20,618,175
都市ガス	2,621,567	m ³	CO ₂	5,220,589	5,741,232
LPガス	8,421	m ³	CO ₂	53,167	53,052
ガソリン	90,934	ℓ	CO ₂	214,486	210,967
A重油	52,000	ℓ	CO ₂	140,280	140,920
LNG液化天然ガス	149	m ³	CO ₂	563	563
灯油	11,742	ℓ	CO ₂	29,688	29,238
軽油	8,293	ℓ	CO ₂	21,930	21,396
自動車走行 (走行距離)	696,641	km	CH ₄	278	328
			N ₂ O	5,954	7,113
カーエアコン (使用車)	130	台	HFC	2,535	1,690
合 計	-	-	-	20,885,976	26,824,674

電気・ガスの使用量の施設別使用状況

電気使用量



ガス使用量



変動する電気の排出係数

電気の排出係数は毎年変動しており、毎年12月ごろに国から前年度の係数が発表されます。近年、火力発電への比重が高まるとともに排出係数も高くなる傾向にあり、排出係数が、温室効果ガス排出量の数値に影響を与えています。

第3章 温室効果ガス削減の取組

1 取組対象

温室効果ガスを削減するためには、省エネルギー設備の設置や再生可能エネルギーの導入など、ハード面の取組が効果的ですが、事務事業を担う職員一人ひとりが、温暖化問題に関心を持ち、省エネルギーや節電に対して日々努力することも大切です。

以下に、(1) 職員の取組項目、(2) 建築・設備面の取組項目に分けて、主な取組内容を記載するとともに、(3) 各課の行動目標及び取組内容を載せました。温室効果ガスを削減するには、本章の取組項目を参考として、職員一人ひとりが各職場の実情に応じて、できる範囲で最大限の努力を積み重ねていく必要があります。

2 取組内容

(1) 職員の取組項目

電気・ガス使用量の削減につながる取組

- ・ 使用量の見える化（電気・ガス使用量の職場内での情報共有）を行う。
- ・ 空調は、室内温度が夏期は28℃、冬期は20℃となるよう調整する。
- ・ 空調を効率的に運転するため、ブラインドやカーテンを使い、窓から冷気・暖気が逃げないように工夫する。
- ・ 緑のカーテンを設置する。
- ・ 自然光を有効に活用し、不要な照明はつけない。
- ・ 昼休みと午後6時に、一斉消灯する。
- ・ OA機器の電源は、長時間使用しないときや退庁時に電源を切る。
（ただし、ピークシフト設定がされているイントラネット端末は、コンセントを抜かないこと）
- ・ ガスコンロを使用する際は火力の調整をし、無駄のないよう心がける。
- ・ 個人が持ち込んだ電化製品（扇風機等）の使用や、携帯電話等の充電をしない。
- ・ 電気ポット、コーヒーメーカーを使用しない。
- ・ 庁舎内では電気ストーブを使用しない。



燃料の使用量の削減につながる取組

- ・ 使用量の見える化（燃料使用量の職場内での共有）を行う。
- ・ 自転車や公共交通機関の利用を優先し、車の使用を極力控える。
- ・ エコドライブを心がける。
- ・ 効率的な運行計画を立て、走行距離を少なくする。
- ・ 車両整備を適切に行う。
- ・ エコカーを導入する。

水の使用量の削減につながる取組

- ・ 使用量の見える化（水の使用量の職場内での共有）を行う。
- ・ 節水コマの取付けや止水栓の調節を行い、節水に努める。
- ・ 水道栓の閉め忘れがないか適宜チェックし、無駄をなくす。
- ・ 植物への散水に、雨水を活用する。

紙の使用量の削減

- ・ 使用量の見える化（OA 用紙等の使用量の職場内での共有）を行う。
- ・ 片面未使用の紙の裏面使用を徹底する。
- ・ 印刷物を印刷する際は、配布計画をつくり、無駄のないようにする。
- ・ 電子決裁を徹底する。
- ・ イン트라ネットを活用し、ペーパーレス化を推進する。
- ・ 会議資料を配布する際は、両面印刷を基本とする。
- ・ 電子資料はなるべく画面上で閲覧し、なるべくプリントアウトしないようにする。
- ・ タブレット端末の導入やパソコンの活用など、会議のペーパーレスにつながる仕組みを検討する。

キーワード解説

エコドライブ

エコドライブとは、燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につながる「運転技術」や心がけのことです。エコドライブ普及連絡会では、「エコドライブ10のすすめ」と題して、「ふんわりアクセル」や「加速・減速の少ない運転」など、エコドライブにつながる10項目を提案しています。

詳しくは、同協会のホームページ(<http://www.ecodrive.jp/>)を参照してください。

廃棄物の削減につながる取組

- ・ 決められたルールに従って、ごみを分別する。
- ・ ペットボトルは購入店の回収ボックスに入れるか、持ち帰る。
- ・ 事務用品を購入する際は、詰め替えができるものなど、リユースできる製品を選択する。
- ・ 使い捨て商品の購入や使用をしない。
- ・ 事務機器等はなるべく修理や補修を行い、代替品の購入をしない。
- ・ エコバッグを携帯し、レジ袋は利用しない。
- ・ 昼食時にマイカップ、マイ箸を利用する。
- ・ 個人が持ち込んだ新聞や雑誌は持ち帰る。
- ・ ファイリングボックスとフォルダーはなるべく再利用する。
- ・ 使用済み封筒は、文書交換袋として活用する。

その他、環境に関連する取組

- ・ 「グリーン購入法」に沿った物品の調達を行う。
- ・ OA 用紙、印刷用紙は、総合評価値 80 以上の製品を購入する。
- ・ 電力の供給を受ける契約や ESCO 事業の導入を検討する際、環境契約配慮法に基づいた契約とする。
- ・ ノー残業デーを遵守する。
- ・ クールビズ、ウォームビズを心がける。
- ・ 省エネルギーや節電を啓発するポスターを掲示する。

キーワード解説

「グリーン購入法」と「環境契約配慮法」

「グリーン購入法」(正式名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」)は、平成 12 年に制定され、一定水準の環境性能を満たす製品・サービスの調達を、国や独立行政法人等に義務づけています。一方、平成 19 年に制定された「環境契約配慮法」(正式名称は「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」)は、電力の購入、自動車の調達、船舶の調達、ESCO 事業、建築設計、産業廃棄物の処理の 6 つの契約類型を対象として、最善の環境性能を有する物品・サービスを調達するよう国や独立行政法人等に対して義務づけています。いずれの法律についても、地方公共団体は努力義務を負っています。

(2) 建築・設備面の取組項目

環境に配慮した区施設の設計、施工

- ・ 外壁に外断熱工法、遮熱塗装を施工する。
- ・ 窓に断熱窓枠、複層ガラス、LOW-E ガラスを取り入れる。
- ・ 自然光を活用できるような設計に配慮するとともに、照明器具には、LED 照明器具や Hf 型蛍光灯など、より省エネルギー性能の高い製品を導入する。
- ・ 再生可能エネルギー（太陽光発電システム、太陽熱利用システム等）を導入する。
- ・ 空調設備には、APF（通年エネルギー消費効率）の高い製品を導入する。
- ・ 建設工事には、環境配慮型の資材を使用するとともに、廃棄物の発生を抑制する工法を採用する。
- ・ その他の電化製品やガス機器等を導入する際は、効率がよく、省エネルギー性能の高い製品を導入する。
- ・ 区道やオープンスペースに、遮熱性塗装や保水性舗装を施工する。
- ・ ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）の導入を図る。
- ・ 既存設備の更新の際に、ESCO 事業の実施を検討する。
- ・ 雨水利用設備を設置する。
- ・ 地上緑化に加え、立体緑化（屋上及び壁面）を施工する。
- ・ 建物の長寿命化を図る。



キーワード解説

ESCO (Energy Service Company) 事業

省エネルギー改修にかかる必要経費を光熱水費の削減分で賄う事業のことです。ESCO事業者とのパフォーマンス契約を結ぶことにより、省エネルギー効果が保証されるほか、設備導入に関する初期費用を抑えることが可能となります。

BEMS (Bill Energy Management System)

数値やグラフなどで電気使用状況の見える化を図るとともに、空調や照明などの制御を行い、建物内の電力使用量を効率的に抑制する仕組みのことです。

建築廃棄物等の発生抑制と有効利用

- ・ 建築・解体工事の際に、廃棄物の細かな分別を行い、減量を図る。
- ・ 建築副産物の有効利用を行う。
- ・ 再生資材を利用する。
- ・ 建築廃棄物の再資源化率の向上に努める。

有害物質等の適正管理

- ・ 庁舎の消火設備として保有するハロンや空調設備等に使用しているフロン類、代替フロン類は適正に管理し、特定フロン使用機器を廃棄する際には、フロン破壊処理を行う。
- ・ 保管中の PCB は漏出や紛失のないよう厳重に管理する。
- ・ 施設解体時には、アスベストが飛散することのないよう適正な方法で除去する。
- ・ 橋梁撤去及び塗替時には、PCB 含有塗料の適正処理を行う。
- ・ 消火器の取替の際は、消火剤が再利用できるタイプのものとする。
- ・ 消火器の薬剤は、二酸化炭素ガスから窒素ガスに切り替える。



(3) 各課の行動目標及び取組内容

本計画の目標達成のためには、各部・各課が環境配慮の視点を念頭に置き、事務事業を行うことが重要です。各課が設定した行動目標及び取組内容を以下に示しました。各課が行う温室効果ガスの削減につながる様々な取組を積み重ね、温室効果ガスの削減を目指していきます。

企画経営室	
企画・行政改革担当	
目標	1 コピー機の使用枚数を平成26年度と比較して5%削減する。
取組内容	1 毎月のコピー機使用枚数の推移を見守り、必要に応じて注意を促す。 2 裏紙活用、両面印刷、白黒印刷を基本とする。 3 朝の始業前と昼休みに事務室内消灯を励行する。 4 自転車や公共交通機関の利用を最優先し、車の利用を極力控える。 5 ファイリングボックスとフォルダーは可能な限り再利用する。 6 使用済封筒は文書交換袋として活用する。
政策担当	
目標	1 ペーパーレス化を推進する。
取組内容	1 内部資料は可能な限り電子データによる保管を心がける。 2 紙への打ち出しが必要な場合は、可能な限り裏面使用を図る。
財政担当	
目標	1 印刷用紙の使用量を平成26年度実績と比較して5%削減する。
取組内容	1 印刷用紙は裏面利用を基本とする。 2 電子データ化が可能なものはPDFに変換する。
秘書担当	
目標	1 印刷用紙の使用量、廃棄物の削減に努める。
取組内容	1 裏紙を使用し、白黒印刷を徹底する。 2 事務用品の購入については、詰め替えのできるものなどを積極的に選択し、継続的に使用する。
広報広聴担当	
目標	1 印刷用紙の使用量を平成26年度実績と比較して5%削減する。
取組内容	1 イン트라ネットを活用し、ペーパーレス化を推進する。 2 電子決裁を徹底する。 3 片面未使用の紙の裏面を活用する。
情報システム担当	
目標	1 印刷用紙の使用量を前年度実績と比較して1%削減する。
取組内容	1 グループウェアの機能やファイルサーバーを活用し、情報を共有する。 2 やむをえず印刷する場合は、裏面使用を基本とする（起案・供覧文書を除く。）。 3 毎月の印刷枚数を集計し、課職員に周知する。 4 ICカード認証を利用したプリンタを導入し、セキュリティを高めるとともに印刷出力を抑制する。

総務部	
総務課	
目標	1 庁舎の温室効果ガス排出量を平成17年度～平成19年度平均の17%以上削減する（東京都環境確保条例）。
取組内容	1 職員への省エネの周知 2 庁舎への省エネ機器の導入（照明のLED化、太陽光発電の導入等）
法務課	
目標	1 印刷用紙の使用量を平成26年度実績と比較して5%削減する。
取組内容	1 両面印刷及び白黒印刷を基本とする。 2 会議資料の作成枚数は、必要最小限にとどめる。
職員課	
目標	1 印刷用紙の使用量（購入量）を平成26年度実績と比較して3%削減する。
取組内容	1 裏面使用、白黒印刷を基本とする。 2 両面印刷、縮小印刷、集約印刷を活用する。 3 会議等の使用は簡素化し、必要最小限にとどめる。 4 イントラネットを活用し、ペーパーレス化を推進する。
契約課	
目標	1 印刷用紙の使用量を平成26年度実績と比較して3%削減する。
取組内容	1 白黒印刷を基本とし、裏紙の使用を呼びかける。 2 資料の作成は必要最小限にとどめる。 3 用紙の使用枚数を職員に周知する。
人権同和・男女共同参画推進課	
目標	1 印刷用紙の使用量を平成26年度実績と比較し、減とする。 2 所管施設の電気使用量を平成26年度実績と比較し、減とする。
取組内容	1 空調は、室内温度が夏期は28、冬期は20 となるように調整する。 2 昼休みと午後6時に、消灯するよう極力心がける。 3 水道栓の閉め忘れがないか適宜チェックし、無駄をなくす。 4 片面未使用の紙の裏面使用を徹底する。 5 イントラネットを活用し、ペーパーレス化を推進する。 6 会議資料を配布する際は、両面印刷を基本とする。
営繕課	
目標	1 印刷用紙使用量の前年度実績比較5%以上削減
取組内容	1 用紙使用量の削減 用紙使用量の把握により職員の意識改革に努め、使用量の削減に取り組む。 【OAプリンター】 再利用（裏面使用）の徹底に努める。 プリンターのデータ管理により各職員の使用状況を把握し、使用量削減に努める。 【コピー機】 使用簿記入の徹底により各職員の使用状況を把握し、使用量削減に努める。
危機管理担当	
防災課	
目標	1 印刷用紙の使用量を平成26年度実績と比較して5%削減する。
取組内容	1 裏面使用や白黒印刷について、周知徹底を図る。 2 会議資料等の印刷は必要最低限に行い、電子決裁等の手法を用いてペーパーレス化を図る。
安全支援課	
目標	1 印刷用紙の使用量を平成26年度実績と比較して5%削減する。 2 所管施設の電気使用量を平成26年度実績と比較して3%削減する。
取組内容	1 片面未使用の紙の裏面使用を徹底する。 2 会議資料を配布する際は、両面印刷を基本とする。 3 所管施設では自然光を有効に活用し、不要な照明はつけない。

区民部	
窓口課	
目標	1 リサイクルできるものをきちんと分別する。 2 印刷用紙の使用量を26年度比3%削減する。
取組内容	1 コレクターボックスに入れるものは、必要最小限にする。 2 リサイクルできるものをしっかりと分別する。 3 両面印刷、裏紙使用、白黒印刷、印刷濃度の調整を基本とする。 4 会議等で使用する資料は、必要最小限にする。
国保年金課	
目標	1 印刷用紙の使用量を26年度比8%削減する。
取組内容	1 両面印刷を基本とする。 2 縮小機能を活用し、印刷ページ数の抑制に努める。 3 印刷前の内容確認を励行し、廃棄に直行するような不要な印刷の抑制に努める。
税務課	
目標	1 印刷用紙の使用量削減に努める。(昨年度比 5%)
取組内容	1 裏紙使用、白黒印刷を基本とする。 2 会議資料の作成枚数は、必要最小限にとどめる。 3 用紙の使用枚数を確認し、定期的にイントラネットで職員への周知及び使用枚数の削減について注意喚起する。
区民活動推進部	
区民活動推進課	
目標	1 所管施設における電気、ガス、水、燃料の使用量を年間1%ずつ、平成26年度実績と比較して平成31年度までに5%削減する。 2 印刷用紙の使用量を平成26年度実績と比較して平成31年度までに5%削減する。
取組内容	1 施設スタッフの節約意識を高めるために、電気、ガス、水、燃料の使用量を施設スタッフの間で共有し、ミーティング等で節約について話し合い、スタッフから節約アイデアを募り、それを実行するようにする。 2 裏紙使用、白黒印刷を基本とする。 3 会議資料の作成枚数は、必要最小限にとどめる。 4 照明器具を交換する場合は、なるべくLED照明器具を導入する。
文化振興課	
目標	1 印刷用紙の使用量を平成26年度実績と比較し5%削減する。 2 所管施設の電気使用量を平成26年度実績と比較して5%削減する。
取組内容	1 裏紙利用、白黒印刷を基本とする。 2 会議資料を配布する際は、両面印刷を基本とする。 3 使用していないOA機器や電化製品のスイッチをこまめに切る。 4 自然光を有効に活用し、不要な照明はつけないようにする。
環境担当	
環境保全課	
目標	1 印刷用紙の使用量を平成26年度実績と比較して5%削減する。 2 所管施設の電気使用量を平成26年度実績と比較して5%削減する。
取組内容	1 毎月の印刷用紙の使用枚数を確認し、イントラネットを通じて、課の職員に周知する。 2 裏紙使用、白黒印刷を基本とする。 3 会議資料の作成枚数は、必要最小限にとどめる。 4 所管施設に温湿度計を設置し、室内温度を適正に保つ。 5 照明器具を交換する場合は、なるべくLED照明器具を導入する。
すみだ清掃事務所	
目標	1 紙の使用量を平成26年度実績と比較して5%削減する。
取組内容	1 イントラネットを活用し、資料等はなるべくプリントアウトしない。 2 電子決裁を基本とし、紙決裁を極力避けてペーパーレス化を推進する。

産業観光部	
生活経済課	
目標	1 印刷用紙の使用量を平成26年度実績と比較して5%削減する。 2 東墨田会館・すみだ消費者センターの電気使用量を平成26年度実績と比較して5%削減する。
取組内容	1 裏紙使用の徹底を図る。 2 イントラネットを活用し、ペーパーレス化を推進する。 3 自然光を有効に活用し、不要な照明はつけない。 4 ブラインド、カーテンを使用し、空調を効率的に運転する。
産業経済課	
目標	1 パソコン、プリンター等の電気機器の消灯を実施する。 2 ウォームビズ、クールビズを励行する。
取組内容	1 裏面使用、白黒印刷を基本とする。 2 会議資料の作成枚数は、必要最小限にとどめる。 3 照明器具を交換する場合、なるべくLED照明器具を導入する。 4 退庁時に電気機器の消灯を確認する。
すみだ中小企業センター	
目標	1 すみだ中小企業センターの電気使用量を平成26年度実績と比較して5%削減する。
取組内容	1 空調は室内温度が夏期28、冬期は20となるよう調整する。 2 照明器具を交換する場合は、なるべくLED照明器具を導入する。 3 昼休みに一斉消灯する。
観光課	
目標	1 印刷用紙の使用量を平成26年度実績と比較して5%削減する。
取組内容	1 裏面使用、白黒印刷を基本とする。 2 会議資料の作成枚数は、必要最小限にとどめる。

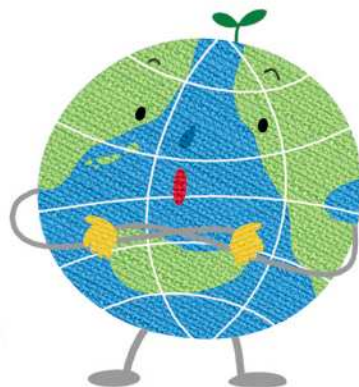
福祉保健部	
厚生課	
目標	1 印刷用紙の使用量を平成26年度実績から3%削減する。
取組内容	1 白黒印刷、裏紙使用を基本とする。 2 会議資料は両面印刷にする。 3 不要な電気は消灯を心がける。
保護課	
目標	1 印刷用紙の使用量を平成26年度実績と比較して5%削減する。
取組内容	1 イントラで確認できる資料については、可能な限り印刷しないこととする。 2 印刷の際は印刷範囲等を確認し、不要な出力をしないことを徹底する。 3 内部資料は裏面用紙を使用する。 4 印刷ミスは掲示することも検討する。
障害者福祉課	
目標	1 印刷用紙の使用量を平成26年度と比較して1%削減する。 2 所管施設の電気の使用量を平成26年度と比較して1%削減する。
取組内容	1 普段から行っているが、裏紙使用・白黒印刷を更に徹底する。 2 なるべく電子資料を活用する。印刷物を出さない。 3 自然光を有効に活用し、不要な照明はつけない。 4 O A 機器の電源を長時間使用しないときは電源を切る。 5 ノー残業デーを遵守する。
介護保険課	
目標	1 印刷用紙を平成26年度実績から1%削減する。 2 電気の使用量を平成26年度実績から1%削減する。
取組内容	1 裏紙使用、白黒印刷を基本とする。 2 印刷をする際は、プレビューで確認し、ミスプリントを減らす。 3 会議の資料は必要最低限の印刷にする。 4 ページ数の多い資料など、業務に影響のない範囲で縮小印刷を積極的に利用する。 5 リフレッシュコーナーの電気をこまめに消す。 6 パソコンを使用しない際は、電源をOFFにする。
高齢者福祉課	
目標	1 印刷用紙の使用量を平成26年度実績と比較して5%削減する。 2 指定管理施設において電気使用量を平成26年度実績と比較して5%削減するよう指導する。
取組内容	1 毎月の印刷用紙の使用枚数を確認し、イントラネットを通じて課の職員に周知する。 2 裏紙使用、白黒印刷を基本とする。 3 会議資料の作成枚数は、必要最小限にとどめる。 4 課内のパソコンの電源をこまめに切る。 5 指定管理施設において温湿度計を設置し、室内温度を適正に保つよう指導する。 6 区内の移動は、必要な場合以外は自動車ではなく自転車を活用する。
子ども・子育て支援担当	
子育て支援課	
目標	1 印刷用紙の使用量を平成26年度実績と比較してできるかぎり削減する。
取組内容	[取組内容] 1 裏面利用、白黒印刷を基本とする。 2 会議資料の作成枚数は、必要最小限にとどめる。
子ども課	
目標	1 印刷用紙の使用量を平成26年度実績と比較して3%削減する。 2 所管施設の電気使用量を平成26年度実績と比較して3%削減する。
取組内容	1 裏面使用、白黒印刷を基本とする。 2 会議資料の作成枚数は、必要最小限にとどめる。 3 冷暖房の設定温度を調整し、室内温度を適正に保つ。 4 使用していないエリア（会議室、廊下等）の消灯を徹底する。
子育て支援総合センター	
目標	1 子ども家庭相談システムの導入に伴い、さらなる電力の使用量の増加が見込まれることから、PC 端末や電気機器の節電を常に心がける。
取組内容	[取組内容] 1 使用していないO A 機器や電化製品のスイッチをこまめに切る。長期間使用しないときは、コンセントからコードを抜く。 2 unnecessary 照明は消灯し、自然光が活用できる場所では、照明を使用しない。残業時は必要な箇所のみ点灯する。 3 事務用品の購入の際は、リサイクル、リユースが可能な製品をできるだけ選択する。印刷用紙は古紙バルブ70%以上のものを購入する。 4 印刷に使用する紙やコピー枚数の削減に努める。両面印刷を原則とし、片面未使用の紙は裏面利用する。

保健衛生担当	
保健計画課	
目標	1 印刷用紙の使用量を平成26年度実績と比較して5%削減する。
取組内容	1 裏紙使用、白黒印刷を基本とする。 2 会議資料の作成枚数は、必要最小限にとどめる。
生活衛生課	
目標	1 印刷用紙の使用量を平成26年度実績と比較して5%削減する。
取組内容	1 片面未使用の紙の裏面使用を徹底する。 2 印刷物は配布計画をつくり、無駄の出ないようにする。 3 会議資料は両面印刷を基本とする。 4 電子資料は画面閲覧を基本とし、プリントアウトを削減する。
保健予防課	
目標	1 印刷用紙の使用量を平成26年度実績と比較して5%削減する。
取組内容	1 片面未使用の紙の裏面使用を徹底する。 2 イントラネットを活用し、ペーパーレス化を推進する。 3 会議資料を配布する際は、両面印刷を基本とする。
向島保健センター	
目標	1 印刷用紙の使用量を平成26年度と比較して約5%削減する。 2 センターの電気使用量を平成26年度より削減する。
取組内容	1 毎月の印刷用紙の使用枚数を確認し、課の職員に周知する。 2 ノー残業デーを遵守するとともに、なるべく、時間外勤務をやらない課をめざす。
本所保健センター	
目標	1 印刷用紙の使用量を平成26年度実績と比較して5%削減する。 2 電気使用量を平成26年度実績と比較して5%削減する。
取組内容	1 使用量の見える化（印刷用紙、電気の使用量の職場内での共有）を行う。 2 片面未使用の紙の裏紙使用や白黒印刷の使用を徹底する。 3 会議資料の作成枚数は、必要最小限にとどめ、両面印刷を基本とする。 4 使用していないOA機器や電化製品などこまめに電源を切る。 5 不必要な照明は消灯し、自然光を有効活用する。
都市計画部	
都市計画課	
目標	1 印刷用紙の使用量を、平成26年度実績と比較して5%削減する。
取組内容	1 印刷用紙の使用枚数を確認し、イントラネットを通じて課の職員へ周知する。 2 両面印刷、白黒印刷を徹底する。 3 イントラネットを活用し、ペーパーレス化を推進する。 4 会議資料を配布する際は両面印刷を基本とし、必要最小限の部数を印刷する。
住宅課	
目標	1 印刷用紙の使用量を前年度実績と比較して毎年度1%削減する。
取組内容	1 裏紙使用、白黒印刷、トナーセーブを徹底する。 2 印刷用紙、封筒等の使用量を適切に把握し、過大な購入を避ける。 3 超過勤務の縮減を図り、プリンター等の稼働時間を減少させる。
建築指導課	
目標	1 印刷用紙の使用量を平成26年度実績と比較して、5%削減する。
取組内容	1 片面未使用の紙の裏面使用及び白黒印刷を徹底する。 2 課内供覧文書等については、イントラネットを活用しペーパーレス化を図る。 3 自転車や公共交通機関の利用を優先し、車の使用を極力控える。 4 ファイリングボックスとフォルダーはなるべく再利用する。
防災まちづくり課	
目標	1 印刷用紙の使用を控える。 2 PCの電源を離席時は切る。 3 所管施設の電気・水道使用量、廃棄物を5%削減する。
取組内容	1 裏面使用、白黒印刷を基本とする。 2 会議資料の作成枚数は、必要最小限にとどめる。 3 所管施設の室内温度を適正に保つ。 4 照明をこまめに消灯する。 5 照明器具を交換する場合は、なるべくLED照明器具を導入する。

都市整備部	
都市整備課	
目標	1 片面未使用の用紙の裏面使用を徹底し、資料を印刷する際は必要な部分のみ印刷する。
取組内容	1 裏面未使用の用紙をストックボックスに仕分け、課で共有する。 2 印刷時には「頁指定」の機能や「選択した部分のみ印刷」の機能を使い、無駄な印刷をしないよう課内に徹底する。
土木管理課	
目標	1 印刷用紙の使用量を平成26年度実績と比較して5%以上削減する。 2 ガソリンの使用量を平成26年度実績と比較して5%以上削減する。
取組内容	1 片面未使用の紙の裏面使用を基本とする。 2 イントラネットを活用し、ペーパーレス化を推進する。 3 効率的な運行計画を立て、走行距離を少なくする。 4 自転車を活用し、車の使用を控える。
道路公園課	
目標	1 印刷用紙の使用量を平成26年度実績と比較して、5%削減する。 2 現場に出動する際にパソコンの電源を切る。 3 区の電気使用量の2割を占める街路灯等の使用量を平成26年度実績と比較して5%削減する。
取組内容	[取組内容] 1 印刷に係る経費をプリンターに掲示してコスト意識を高めるとともに、用紙の使用枚数を確認し、イントラネットを通じて、課の職員に周知する。 2 裏面使用、カラー印刷を必要最低限とし白黒印刷を基本とする。 3 不在でパソコンの電源がついているものは強制的に電源を切る。 4 街路灯等の照明器具を交換する場合は、なるべくLED照明器具を導入する。
立体化推進担当	
立体化推進課	
目標	1 紙の使用量を前年度比1%以上削減する。 2 車の使用を極力控える。
取組内容	[取組内容] 1- 裏紙活用・両面使用・計画的印刷の徹底 1- 使用量の見える化の実施 1- 電子による決裁・供覧・回覧の励行 2- 自転車使用の優先 2- 公共交通機関利用の励行
拠点整備課	
目標	1 リユースを徹底する。
取組内容	1 片面未使用の紙の裏面使用をする。 2 事務用品は詰め替えできる製品を購入し、詰め替えをしながら使用する。 3 再利用可能なファイリングボックスやフォルダー、ファイルなどは再利用する。
会計管理室	
目標	1 印刷用紙の使用量を平成26年度実績と比較して5%削減する。
取組内容	1 裏紙使用、両面印刷、集約印刷等を推進する。 2 電子資料は画面上で閲覧し、「とりあえず印刷」をしないようにする。 3 ミスプリントや必要枚数以上の印刷をしないよう留意する。

教育委員会事務局	
庶務課	
目標	1 学校等施設の新設・改修時の温暖化対策を推進する。 2 印刷用紙の使用量を前年度実績と比較して削減する。
取組内容	1 老朽化した施設の設定備機器等の更新時には高効率の照明機器や給湯器など省エネルギー効率が高い設備を導入する。 2 課内の回覧文書は、イントラネットを通じて、課の職員に周知する。 3 裏面使用、白黒印刷を基本とする。 4 会議資料の作成枚数は、必要最小限にとどめる。
学務課	
目標	1 印刷用紙の使用量を、平成26年度実績と比較して5%削減する。 2 所管施設の電気使用量を、平成26年度実績と比較して5%削減する。 3 所管施設の廃棄物量を、平成26年度実績と比較して5%削減する。
取組内容	1 資料のデータ化と共有キャビネットの活用等により、ペーパーレス化を推進する。 2 学校施設におけるデマンド数値の適切な設定（春夏・秋冬）により、節電目標を定め、より一層のCO ₂ 削減を図る。 3 節水システムの効果的運用を引き続き実施し、水道使用量の削減を図る。 4 より計画的・効率的な物品購入により、所管施設の廃棄物量の削減を図る。 5 出張は公共交通機関、自転車を活用し、運搬等特段の場合以外の自動車使用を控える。
指導室	
目標	1 印刷用紙使用量を、平成26年度実績と比較して5%削減する。
取組内容	1 裏紙使用、白黒印刷の周知徹底を図る。 2 両面印刷を積極的に行い、用紙削減に努める。 3 会議資料作成の際は主旨を簡潔に説明し、枚数を必要最小限にとどめる。
すみだ教育研究所	
目標	[取組目標] 1 印刷用紙の使用量を平成26年度実績と比較して5%削減する。
取組内容	[取組内容] 1 必要時を除き、2枚以上印刷する場合は両面印刷を行うよう徹底する。 2 決裁は、原則的に電子決裁にて行うよう周知する。 3 会議資料を配布する際は、必要部数を確認し、余分な資料を印刷しないよう徹底する。
生涯学習課	
目標	1 印刷用紙の使用量を平成26年度実績と比較して5%削減する。 2 所管施設の電気使用量を平成26年度実績と比較した5%削減する。
取組内容	1 調査回答・起案などできるだけ電子媒体を活用する。 2 裏紙使用、白黒印刷を基本とする。 3 会議資料の作成枚数は、必要最小限にとどめる。 4 施設の空調を効率的に運転するため、ブラインドやカーテンを使い、窓から冷気・暖気が逃げないように工夫する。 5 施設の照明器具を交換する場合は、できる範囲でLED照明器具を導入していく。
スポーツ振興課	
目標	[取組目標] 1 印刷用紙の使用量を前年度実績と比較して削減する。
取組内容	[取組内容] 1 印刷する際は裏紙使用、白黒印刷を基本とすることを周知徹底する。 2 会議資料の作成枚数は、必要最小限にとどめる。 3 所管施設の採光を利用した消灯の実施
ひきふね図書館	
目標	1 事務用印刷用紙を平成26年度と比較して5%削減する。
取組内容	1 やむを得ないもの以外、電子起案とする。 2 裏面使用、白黒印刷を徹底する。 3 必要性の低い資料のプリントアウトを削減する。

区議会事務局	
目標	1 印刷用紙の使用量を平成26年度実績と比較して5%削減する。
取組内容	1 内部打ち合わせ等の資料は、両面印刷又は裏紙使用を基本とする。 2 会議資料の作成枚数は、必要最小限にとどめる。 3 議会改革におけるペーパーレス化の検討結果によっては、議員に送付する通知及び会議資料等について、電子データを基本とする。 このほか、会議録作成委託の際の校正を電子データで行うことにより、委託先の印刷用紙の使用量も削減する。
選挙管理委員会事務局	
目標	1 印刷用紙の使用量を平成26年度実績と比較して5%削減する。
取組内容	[取組内容] 1 裏面使用、白黒印刷を徹底する。 2 電子資料はなるべく画面上で閲覧する。 3 印刷する際は、集約印刷等で印字枚数を少なくする。
監査委員事務局	
目標	1 印刷用紙の使用（購入）量を平成26年度実績と比較して5%削減する。
取組内容	1 紙の裏面利用を徹底する。 2 イントラネットを活用し、紙による印刷は必要最小限にとどめる。



第4章 計画の推進・点検・評価

1 推進体制

本計画は、「墨田区環境基本条例推進本部設置要綱」に基づき設置されている「墨田区環境基本条例推進本部」が中心となり、その進捗状況を管理していきます。

各職場の「エコ・マネージャー」は、職場の環境リーダーとして職場の取組目標の達成に向け、職員への意識啓発等を行っていきます。

また施設の主管課は、建物の建築・改築時や設備の更新時に、本計画に基づき、省エネルギー設備を導入したり、環境に配慮した設計をするなどの取組を行います。これらの取組の積み重ねにより、区の事務事業から排出される温室効果ガスを着実に減らしていきます。

2 推進手法

(1) 目標の設定（PLAN）

各課及び事業所、各小中学校は、第3章に掲げる温室効果ガス削減の取組項目をもとに、各職場の実情を加味しながら、目標を定め、その実現に向け努力します。事業所及び各小中学校では、管理する施設のエネルギー使用量を把握し、前年度比で1%以上削減する目標を設定します。

(2) 行動（DO）

全職員が、本計画に基づき事務事業から排出される温室効果ガス削減のための取組を行います。「エコ・マネージャー」は、職員の取組状況をチェックし、必要に応じて職場内に啓発ポスターを貼るなど、職員の積極的な取組を促していきます。

施設の主管課は、施設の新築・改築、あるいは設備の改修の際に、第3章に掲げる取組項目を参考としながら、建物の省エネルギー化が図られるよう、努力します。

(3) 評価 (CHECK)

環境保全課は、庁舎及び事業所から排出される電気やガス、燃料等の使用量を把握し、温室効果ガスの排出量を把握するとともに、当該期間の温室効果ガスの削減量について、庁内に周知します。あわせて環境保全課及び教育委員会は、定められた報告手続きに従い、集計結果を国及び東京都に報告します。

(4) 検証・見直し (ACT)

環境保全課は、集計結果を点検し、目標の達成状況、各課別の取組状況等について、墨田区環境基本条例推進本部に報告します。また、取組項目等の改善・変更が必要なときは、墨田区環境基本条例推進本部に諮ったうえ修正を行い、次年度以降の取組に反映させます。

(5) 取組結果の公表

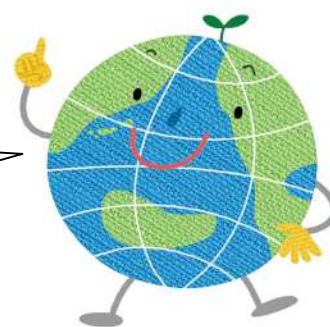
本計画の内容及び区の取組状況については、ホームページや「区のお知らせ」等で公表していきます。

3 職員に対する研修等

職員一人ひとりが環境問題に対して関心を持ち、行動することを促すため、環境保全課、総務課、すみだ清掃事務所で構成する「省資源・省エネルギー事務局」が毎月1回発行する「グリーンすみだ」において、環境に関する様々な話題や区の取組について、情報発信していきます。

また「エコ・マネージャー」に対する説明会において、地球温暖化問題や温室効果ガス削減の現状について情報提供を行うほか、環境保全課から適宜情報提供を行っていきます。

省エネと節電は
一人ひとりの心がけ



参考資料

本計画に用いる地球温暖化係数及び算定に用いる排出係数

(1) 地球温暖化係数

区が排出する主な温室効果ガス	
二酸化炭素 (CO ₂)	1
メタン (CH ₄)	21
一酸化二窒素 (N ₂ O)	310
ハイドロフルオロカーボン (HFC-134a)	1,300

ハイドロフルオロカーボン類については、区の排出源がカーエアコンの使用によるものであることから、テトラフルオロエタン (HFC-134a) の数値を用いている。

(2) 排出係数

「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」(環境省地球環境局、平成23年10月)及び温対法施行令に基づく数値。ただし、電気の排出係数は、各電力会社が発表する毎年度の排出係数を用いるため、年度により変動する。ガスの排出係数は東京ガス(株)が公表する数値による。

活動項目	排出係数	排出係数の単位
二酸化炭素 (CO ₂)	電気の使用量	(変動) kg-CO ₂ /kWh
	都市ガスの使用量	2.19 kg-CO ₂ /m ³
	LPガスの使用量	3.00 kg-CO ₂ /kg
	ガソリンの使用量	2.32 kg-CO ₂ /ℓ
	A重油の使用量	2.71 kg-CO ₂ /ℓ
	LNG 液化天然ガス	2.70 kg-CO ₂ /kg
	灯油の使用量	2.49 kg-CO ₂ /ℓ
	軽油の使用量	2.58 kg-CO ₂ /ℓ
	熱の使用量(蒸気)	0.057 kg-CO ₂ /MJ
	熱の使用量(冷水)	0.057 kg-CO ₂ /MJ

活動項目		排出係数	排出係数の単位	
メタン (CH ₄)	自動車走行			
	ガソリン / LPG 使用	乗用車	0.000010	kg - CH ₄ / km
		バス	0.000035	kg - CH ₄ / km
		軽自動車	0.000010	kg - CH ₄ / km
		普通貨物車	0.000035	kg - CH ₄ / km
		小型貨物車	0.000015	kg - CH ₄ / km
		軽貨物車	0.000011	kg - CH ₄ / km
		特殊用途車	0.000035	kg - CH ₄ / km
	ディーゼル使用	乗用車	0.000020	kg - CH ₄ / km
		バス	0.000017	kg - CH ₄ / km
		普通貨物車	0.000015	kg - CH ₄ / km
		小型貨物車	0.0000076	kg - CH ₄ / km
		特殊用途車	0.000013	kg - CH ₄ / km
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車走行		
ガソリン / LPG 使用		乗用車	0.000029	kg - N ₂ O / km
		バス	0.000041	kg - N ₂ O / km
		軽自動車	0.000022	kg - N ₂ O / km
		普通貨物車	0.000039	kg - N ₂ O / km
		小型貨物車	0.000026	kg - N ₂ O / km
		軽貨物車	0.000022	kg - N ₂ O / km
		特殊用途車	0.000035	kg - N ₂ O / km
ディーゼル使用		乗用車	0.000007	kg - N ₂ O / km
		バス	0.000025	kg - N ₂ O / km
		普通貨物車	0.000014	kg - N ₂ O / km
		小型貨物車	0.000009	kg - N ₂ O / km
		特殊用途車	0.000025	kg - N ₂ O / km
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC -134a)		カーエアコンの使用	0.010	kg - HFC / 台・年

墨田区地球温暖化対策実行計画

(区事務事業編)

第4次計画(平成27年度～平成31年度)

平成27年3月

編集・発行 墨田区 区民活動推進部 環境担当 環境保全課

〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20

電話 5608-6207